

令和3年4月1日

社会福祉法人恵愛会 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、女性職員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：従業員の育児休業中における待遇及び育児休業中の労働条件に関する事項について周知を図り、計画期間内に女性従業員の育児休業取得率を100%にします。

《対策》

- 令和3年4月～ 当法人の規程にある「育児休業等に関する規則」を職員全員に配布する。
- 令和3年4月～ 育児休業の取得促進のための掲示物等で制度の周知徹底を図る。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年10日以上とする。

《対策》

- 令和3年4月～9月 全体の年次有給休暇の取得状況調査。
- 令和3年10月～ 朝礼や掲示物で有給休暇取得についてキャンペーンを行う。

目標3：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を50%以上とします

《対策》

- 令和3年4月～9月 人事考課制度の見直し
- 令和3年10月～ 女性が働きやすい職場づくりの検討及び対策実施。